

## 憲法を守り、暮らしに生かして、平和な社会の実現を

東日本大震災から7年半が経過しました。復興庁の発表では今年7月31日現在、全国47都道府県、1021の市区町村に、約6万人もの方々が避難生活を余儀なくされています。

昨年、私たちは地域の仲間や諸団体と協力して「ヒバクシャ国際署名」活動を開始しました。県生協連に加盟する仲間だけでなく、県内の多くの団体に呼びかけ、ヒバクシャ国際署名山形連絡会を結成し、連絡会として毎月1回の街頭署名活動に取り組みました。また加盟する各団体も工夫をこらしての署名活動の取り組み、学習会もそれぞれ開催しております。これらの活動の結果、山形県で3万6,864筆（2018年7月20日現在）の署名を集めることができました。

昨年12月9日には核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したことは記憶に新しい事です。それに先立って、昨年7月には国連で核兵器禁止条約を議決しました。こうした大きな動きを、私たちの活動が後押しし、ヒバクシャの方々の願いを実現するために役立ったと言えます。私たちはこれを確信にしていかなければなりません。しかし、唯一の戦争被爆被害を受けた日本の政府が、まだ核兵器禁止条約を批准していません。

私たちの暮らしに目を向けてみても、実質賃金の低下、医療、介護保険料の引き上げ自己負担額の引き上げ、生活保護制度の改悪等、国民の暮らしを圧迫する政策が続けられています。今年の通常国会では、森友・加計疑惑や財務省による公文書の書き換え問題等の解明を十分行わず、「参議院定数を増加させる改正法案」、「働き方改法案」や「カジノ法案」等を、国民の多数が反対しているにもかかわらず、十分な審議も行わない中で強行採決しました。さらに安倍政権は、憲法9条を変えるため国会に発議を準備し、国民投票を目論んでいます。そして再び戦争ができる国にしようとしています。私たちはこうした動きを断じて許すわけにはいきません。国民世論を無視して行われる政治は、やめさせるべきです。

今、私たちに必要なことは、憲法を変えることではありません。憲法を暮らしに生かし、平和な日本をつくることです。憲法25条『国民は文化的で最低限度の生活をする権利』を保障させる事です。

参加者のみなさん、憲法を守り、憲法を暮らしに生かす活動を一緒にとりくんでいきましょう。